

議員提出議案第16号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成24年6月27日

提出者

2番	池田 ひさよし	12番	渡 辺 キヨ子
15番	上 原 ゆみえ	17番	新 村 秀 男
18番	く げ しげる	23番	佐藤 ゆうだい
25番	梅 沢 五十六	28番	ふ せ 秀 明
29番	上 村 やす子	31番	三小田 准 一

葛飾区議会議長 梅 沢 五十六 殿

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の改正を求める意見書

人類が作り出した最も残忍な兵器、核兵器による地獄を体験させられた原子爆弾被爆者は、ふたたび被爆者をつくらないことを願って核兵器の廃絶と原爆被害に対する国の補償を求めてきたが、この願いは、いまだ実現していない。

多くの被爆者は、今日も、いのち、からだ、こころ、くらしに被害を受け続けている。

国は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律によって、被爆者援護施策を行っているが、原爆被害を補償する法律、国民の命を守る法律にはなっていない。

現行法の問題点は、原爆被害を放射線被害、それも初期放射線の被害に限定し、残留放射線、内部被曝を無視していることである。また、被害に対する補償ではなく、高齢化した被爆者に対する援護の法律になっている。さらに、核兵器の廃絶を「究極的廃絶」と表現して、遠い未来の課題としている。世界の世論は「核なき世界」に向けて大きく前進している中で、日本は唯一の被爆国として速やかな核兵器廃絶を謳うべきである。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、下記事項の早急な改正を強く求めるものである。

記

- 1 ふたたび被爆者をつくらないとの決意をこめ、原爆被害に対する国の補償と核兵器の廃絶を趣旨とする法の目的を明記すること

## 2 原爆死没者に補償をすること

- (1) 原爆死没者に謝罪し、弔意を表すこと
- (2) 原爆死没者の遺族に対して弔慰金あるいは特別給付金を支給すること
- (3) 原爆死没者が生きていた証として原爆死没者名を碑に刻むこと
- (4) 8月6日並びに8月9日を原爆死没者追悼の日とし、慰霊・追悼事業を実施すること

## 3 すべての被爆者に補償をすること

- (1) すべての被爆者に被爆者手当を支給し、障害を持つものには加算すること
- (2) 被爆者の健康管理と治療・療養及び介護の全てを国の責任で行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。